

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 6 月 30 日

会 社 名 株式会社アットマークテクノ
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 實吉 智裕
問合せ先 取締役 CFO 平田 彰
T E L 011-299-1501
U R L <https://www.atmark-techno.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な成長及び企業価値の向上を図るために、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで株主をはじめとする様々なステークホルダーと信頼関係を構築することが非常に重要であると認識しております。

そのため、当社の内部統制システム及び内部管理体制の強化、役員及び従業員のコンプライアンスの徹底に関する意識の維持向上を図り、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北洋事業承継投資事業有限責任組合	228,000	27.31%
實吉智裕	217,500	26.05%
株式会社エクスクラメーション	200,000	23.95%
平田彰	55,500	6.65%
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	52,000	6.23%
カンリー・コーポレーション株式会社	20,000	2.40%
大川哲也	11,000	1.32%
片石慎二	11,000	1.32%
荒井茂昌	10,000	1.20%
古関哲久	10,000	1.20%
大澤啓明	10,000	1.20%
出村孝彦	10,000	1.20%

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場市場区分	Sapporo PRO Frontier Market
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満(0社)

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

今後支配株主との取引が発生する場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取締役会での承認により行う予定であり、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	監査等委員以外	5名以内
	監査等委員	5名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員以外	1年
	監査等委員	2年
取締役会の議長	社長兼 CEO	
取締役の人数	監査等委員以外	2名
	監査等委員	3名
社外取締役の選任状況	選任している	

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤 正典	公認会計士											
奥山 倫行	弁護士											
池田 直美	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 正典	—	—	同氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計に関する高い見識に基づき、中立な立場から客観的に監査等をしていただくことを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。
奥山 倫行	—	—	同氏は、弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業法務に関する高い見識に基づき、中立な立場から客観的に監査等を

			していただくことを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。
池田 直美	—	—	同氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計に関する高い見識に基づき、中立な立場から客観的に監査等をしていただくことを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	—	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

—

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員3名のうち3名が社外取締役であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。 当社の内部監査は、内部監査室（1名）が主管部署として業務を監査しております。内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査室は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有しております。 監査等委員（会）は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査等委員（会）による監査の実効性を高めることとしております。また、内部
--

監査室による監査、監査等委員（会）による監査、会計監査人による監査、それぞれの実効性や効率を高めるため、内部監査室・監査等委員（会）・会計監査人の三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携の取れる場を定期的に設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプション制度を導入し、新株予約権を無償で付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株主総会決議に基づき、当社の社内取締役及び従業員に新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告書において、支給した取締役の人数及び報酬総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。 (1) 基本方針 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように
--

株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、月額固定報酬としての基本報酬により構成するものとする。

(2)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2026年3月5日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内と決議している。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2026年3月5日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議している。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会から委任を受けて、株主総会で承認を受けた年額の範囲内で個別の報酬額を決定する。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると考えためである。

なお、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた年額の範囲内で、監査等委員会にて決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の重要会議については、十分な審議を行っていただくため事前に資料を配布しております。また、社外取締役のサポートは経営管理部において行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち監査等委員である社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2)監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役3名（うち常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名）で構成

されております。3名はそれぞれ、公認会計士または弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しており、うち公認会計士である後藤正典及び池田直美は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は原則として毎月開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部統制システムの構築・運用状況の評価、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成があります。各監査等委員は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会に出席するほか、報告及び各種書類の閲覧を通じて業務執行取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査等委員は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有、並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を行い、監査等委員会の監査・監督機能の強化に努めております。

(3)内部監査

当社は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査担当者1名が、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに、被監査部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況についてフォロー及び確認をしております。さらに、監査等委員会及び会計監査人とも適宜情報交換を行い、それぞれ監査の充実を図っております。

(4)リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業価値の持続的向上のためには、リスクの把握と適切な対応及び全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識しております。そのため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催しており、リスクに関する網羅的な把握及び対応策の検討、コンプライアンスに関する方針策定、計画及び施策を行い、遵守状況のモニタリングを行っております。

(5)会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年7月期において監査を執行した公認会計士は芝田雅也氏、五十嵐康彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他14名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役である監査等委員に、取締役会での議決権を付与することで取締役会に対する監督機能をより強化すること、及び社外取締役を中心とする監査等委員会が経営を監視することで企業統治

(コーポレートガバナンス)を一層充実させ、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を達成することを目的として、取締役会・監査等委員会の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の検討を十分に行うことができるよう、株主総会招集通知の早期発送（開催日の2週間前より前）に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただけますよう、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けた開催日の設定に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載する予定です。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題であると認識しております。
IR 資料をホームペ	当社ホームページに IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決

ージ掲載	算情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部において対応する予定です。
その他	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、インサイダー取引防止規程、重要情報開示・管理マニュアル等の社内規程を定め、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの尊重を図ることに努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、SDGs の達成に向けた取組みを行っていく考えであります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次の内容を決議しております。 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 ・ 企業倫理および法令等遵守に関する規程であるコンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス行動基準を定め、これを役職員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、コンプライアンス規程およびリスク管理規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社の経営管理部を中心に啓蒙活動、各種教育等コンプライアンスに関する取り組みを行い、法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。 ・ 取締役会は、取締役会規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。 ・ 被監査部門から独立性を有する内部監査室を設置する。内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況を監査する。 ・ コンプライアンスの徹底のために内部通報制度を設け、法令等違反に関する役職員からの報告を

奨励するとともに、通報者の保護を図る。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会および経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存および管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出入管理等に係るリスク管理については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となり対応する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク防止策の検討・決定・実施、リスクのモニタリング、およびリスクが発生した際の対策の検討・実施を行うなど、リスク管理に関し随時適切に対応する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、機動的な意思決定および適切な業務執行を行うことができる体制を確保する。
- ・ 取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。

5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、経営管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会は、内部監査室等に属する使用人に職務上必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・ 取締役または使用人は、監査等委員会に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項について、発見次第すみやかに報告する。
- ・ 内部監査室は、内部監査の結果等を定期的に監査等委員会に報告する。

- 8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部通報要領において、役職員が内部通報窓口に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当会社に対し費用または債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- 10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、いつでも必要に応じて稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する
 - ・ 監査等委員会は、必要に応じて公認会計士および弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- 11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制
- ・ 当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に基づき毅然とした態度で組織的に対応し、いかなる場合においても取引をせず、また金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本方針とする。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携関係を構築する。
 - ・ コンプライアンス行動基準において、反社会的勢力との関係の排除を行動指針として示し、その周知徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程に基づき毅然とした態度で組織的に対応し、いかなる場合においても取引をせず、また金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力排除に

関する対応ルールを整備しております。

同規程に基づき、取引を行う場合は Web 検索及び企業情報提供サービス等を利用して反社チェックを行っております。具体的には、取引先と新規取引を行う場合に新聞・雑誌検索及びインターネットを活用して検索する方法を基本として情報を収集し、反社チェックを行っているほか、継続して取引を行う場合は年に 1 回の頻度で再調査を行っております。また、取引先との間で締結する各種契約においては、契約当事者双方が反社会的勢力でないことを表明するとともに、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴排条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

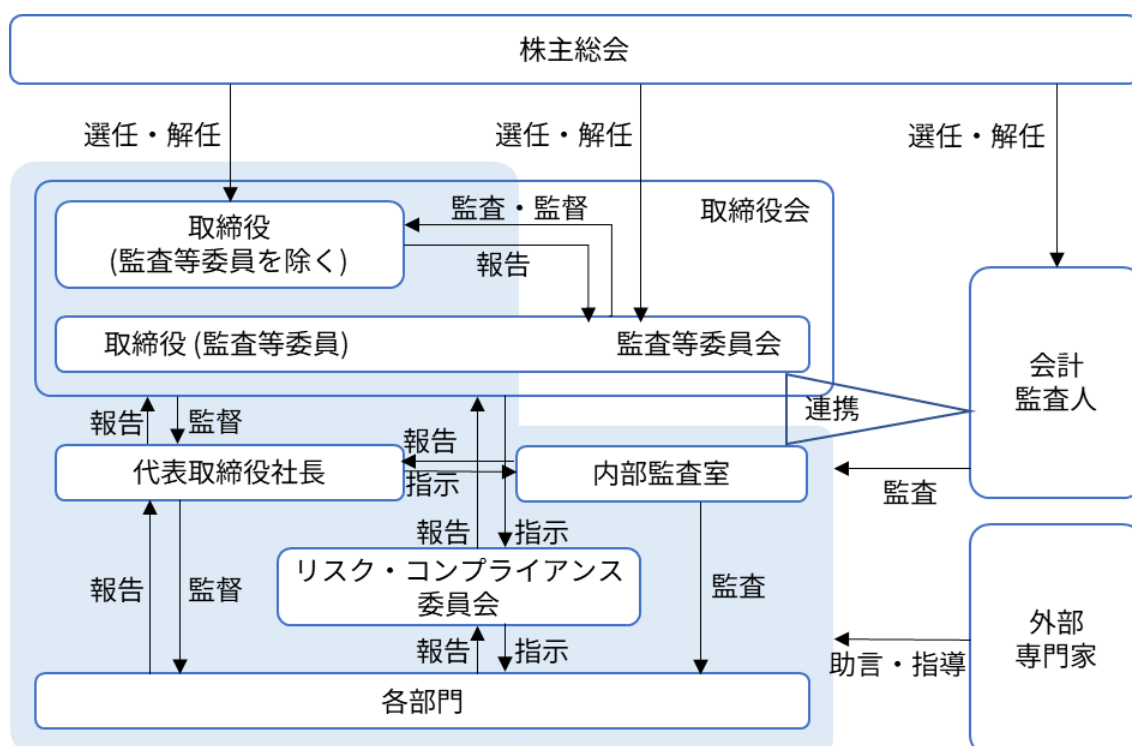
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

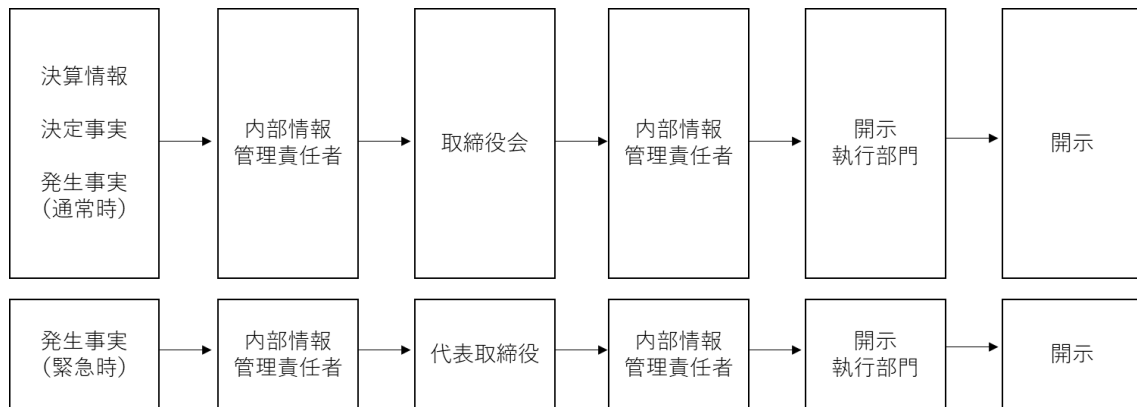
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上